

議案第14号

商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例の一部を改正する
条例について

商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく課税免除となる対象資
産を拡充する改正

商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する 条例の一部を改正する条例

商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例（平成16年飛驒市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条中「機械及び装置又は建物（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条に規定する特別償却設備に限る。）及びその敷地である土地」を「機械及び装置、構築物、建物（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条に規定する特別償却設備に限る。）並びにその敷地である土地」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第2条に規定する構築物に係る固定資産税の課税免除については、令和8年1月2日以後に取得等をした構築物について適用する。

商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (適用固定資産)</p> <p>第2条 この条例の適用が受けられる固定資産は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備の取得等をした者について、当該事業の用に供する機械及び装置又は建物(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条に規定する特別償却設備に限る。)及びその敷地である土地(令和3年4月1日以後の取得に限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったものに限る。)とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (適用固定資産)</p> <p>第2条 この条例の適用が受けられる固定資産は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備の取得等をした者について、当該事業の用に供する機械及び装置、構築物、建物(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条に規定する特別償却設備に限る。)並びにその敷地である土地(令和3年4月1日以後の取得に限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったものに限る。)とする。</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく課税免除となる対象資産を拡充する改正
制定改廃の根拠等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>飛騨市過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備の取得等をした者の固定資産税について課税免除するもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき課税免除となる対象資産の構築物を追加するための改正。</p> <p>令和8年度中に取得した構築物が令和9年度から課税免除となる。</p> <p style="text-align: right;">(第2条関係)</p>
市民への影響等	対象となる者には有利となる改正
施行日	令和8年4月1日
備考	